

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定しています。

本件請求において請求人は、A 議員の平成 20 年度の政務調査費について、横浜地方裁判所では、支出のうち少なくとも 2 分の 1 を超える部分は目的外支出であると認定しており、A 議員は、平成 25 年度まですべて同様の対応をしているのであり、平成 25 年度分の政務活動費は不当利得として返還を求めべきであると主張しています。

しかし、平成 25 年度の政務活動費が、平成 20 年度と同様に目的外支出であることが具体的にわかる資料が添付されておらず、違法又は不当とする事実を証する書類が添付されているとは認められません。

したがって、本件請求は、法第 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。